

公 示 日 : 2021 年 2 月 24 日

調達管理番号 : 20a01168

国 名 : ブータン国

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

案 件 名 : ブータン国中西部地域園芸農業振興プロジェクト終了時評価調査／温帯果樹苗木及び果樹生産システム強化プロジェクト（仮）  
詳細計画策定調査（評価分析）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業 務 の 種 類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 4 月中旬から 2021 年 6 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.73M/M、国内 0.8M/M、合計 1.53M/M
- (3) 業務日数 : 

準備期間	現地業務期間	整理期間
8 日	22 日	8 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 3 月 17 日（水）（12 時まで）
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
  - 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 3 月 30 日（火）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ブータン／全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本終了時評価調査の対象である技術協力プロジェクト（中西部地域園芸農業振興プロジェクト）において専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。  
本詳細計画策定調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト（温帯果樹苗木及び果樹生産システム強化プロジェクト（仮））等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

- (1) 中西部地域園芸農業振興プロジェクト終了時評価調査

ブータン王国（以下、ブータンと言う）において、農業は国民総生産の約 17%、労働人口の約 6 割を占める基幹産業である。しかしながら、急峻な地形により耕作地及び作目が限定されていることに加え、市場及び道路などのインフラが未整備であるため、体系的な作物の換金化は殆ど行われて来なかった。ブータン農林省は、農家の収入向上の手段の一つとして、園芸作物・換金作物による商業的農業の振興を重要課題として位置づけているものの、同国の多様な地理的条件に適した園芸作物栽培の技術開発および普及が進んでおらず、園芸作物の商業化のために十分な支援システムが確立されていないといった課題を抱えていた。

これに対し、JICAは個別専門家派遣（2000年3月～2004年3月）を皮切りに、技術協力プロジェクト「東部2県生産技術開発・普及支援計画プロジェクト」（2004年6月～2009年6月）、技術協力プロジェクト「園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト」（2010年3月～2015年3月）を実施し、東部地域での園芸農業の発展を支援してきた。

これまでの協力の成果を踏まえ、ブータン政府は東部で確立した普及手法を全国へ展開することを目的とし、農業生産ポテンシャルの高い中西部地域5県（ワンデュ・ポダン、プナカ、チラン、ダガナ、ガサ）を対象とした本プロジェクトの実施を我が国に要請した。

本プロジェクトは、対象地域における園芸生産振興の実施体制確立を目的とし、園芸農業振興に係る適正技術の開発、野菜及び果樹種苗生産に係る関係機関（種苗生産農家を含む）の強化、農家に対する普及活動の実践を通したリサーチ・アウトリーチプログラム<sup>1</sup>の強化に取り組んでいる。農業林業省（MoAF）バジヨ農業研究開発センター（ARDCバジヨ）をカウンターパート（C/P）機関として、2016年1月より2021年6月までの約5年6ヶ月間の予定で実施されており、現在、3名の長期専門家（チーフアドバイザー／園芸技術、園芸技術2／病虫害管理、業務調整／研修管理）を派遣中である。

今回実施する終了時評価調査は、2021年6月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## （2）温帯果樹苗木及び果樹生産システム強化プロジェクト（仮）詳細計画策定調査

本プロジェクトは、「中西部地域園芸農業振興プロジェクト（IHPP）」の後継案件に位置づけられるものである。

上述の通り、JICAによる長い支援の歴史もありブータンにおいて園芸振興が広まりつつある。ブータン政府は第12次5カ年計画（2018-2023年）において、園芸作物栽培振興を通した商業的農業の促進を掲げており、中でも温帯果樹の生産強化に注力する意向がある。他方、ブータン国内で生産される種苗の品質が低いため、商業化を推進するにあたり求められる質や量を確保できないことを課題としている。

ブータン政府は国内の種苗生産の大半を担う MoAF 管轄の国立種苗センター（NSC）を C/P 機関とし、NSC における苗木生産体制の強化、NSC

---

<sup>1</sup> 過去に東部地域を対象としたプロジェクトにて開発された園芸農業普及アプローチ（旧称：アウトリーチ・プログラム）。

や民間種苗会社の苗木生産に係る能力向上、果樹園や苗床の整備等を通して種苗生産体制の強化を目的とする本プロジェクトの実施を我が国に要請した。

本プロジェクトの C/P 機関は IHPP と異なるものの、責任機関は双方共 MoAF であり、対象作物も園芸作物と共通するものがある。そのため、今回実施する詳細計画策定調査では、IHPP における活動実績や教訓を踏まえつつ、スコープを検討する必要がある。

なお、本プロジェクトでは苗木生産体制の強化に取り組むのみならず、苗木を配布された農家が自律的に営農活動を行えるように、SHEP アプローチ<sup>2</sup>の考え方を活用して農業普及アプローチの改善に取り組むことも検討している（本件については先方政府との協議中である）。

## 7. 業務の内容

### 【終了時評価】

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

### 【詳細計画策定調査】

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員と協議しつつ、担当分野に係る協力計画の策定のために必要な以下の調査を行う。なお、本業務従事者は、詳細計画策定調査報告書（案）全体のとりまとめにも協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

#### （1）国内準備期間（2021年4月中旬～4月下旬）

##### ① 終了時評価

（ア）既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委

---

<sup>2</sup> SHEPアプローチ：「作って売る」から「売のために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための農業普及手法。2006年からケニアで始まった「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment Project、2006年11月～2009年11月）」及びその後継プロジェクト「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion Unit Project、2010年3月～2015年3月）」には、小規模農家が市場に対応した栽培や営農、輸送の課題に自ら取り組めるよう、その能力強化を支援し、これらプロジェクト実施する中でSHEPアプローチが確立された。JICAは2019年TICADVIIにおいて、100万人の農民にSHEPアプローチを活用した農業普及サービスを届けることを宣言している。2020年12月末時点でアフリカ・アジア・中南米・中東において計30ヶ国以上に同アプローチの活用が拡大している。

員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。

(イ)既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

(ウ)評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P機関、その他ブータン側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を提案する。

(エ)対処方針会議等に参加する。

## ② 詳細計画策定調査

(ア)要請背景及び内容を把握(要請書や関連報告書等による情報収集や分析)のうえ、現地調査で収集すべき情報を検討する。

(イ)JICAの類似案件の成果、課題、教訓を把握する。

(ウ)既往資料(過去にブータンにおいて実施された園芸開発に係る技術協力プロジェクトの報告書)情報を活用しつつ、ブータンの園芸開発及び種苗生産に係る状況、推定される技術協力のニーズについて確認し、整理する。

(エ)ブータン側関係機関等に対する質問票案(英文)の担当分野関連部分を作成する。

(オ)プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案及びPO(Plan of Operation)案の検討に協力する。

(カ)対処方針会議等に参加する。

## (2) 現地業務期間(2021年4月下旬~5月中旬)

### ① 終了時評価

(ア)JICAブータン事務所等との打合せに参加する。

(イ)プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。

(ウ)ブータン側C/Pと協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

(エ)収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要

因を抽出する。

- (オ)国内準備並びに上記(ウ)及び(エ)で得られた結果をもとに、他の調査団員及びブータン側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- (カ)調査結果や他団員及びブータン側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- (キ)評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。
- (ク)協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- (ケ)現地調査結果の JICA ブータン事務所等への報告に参加する。

## ② 詳細計画策定調査

- (ア)JICA ブータン事務所等との打合せに参加する。
- (イ)ブータン側プロジェクト関係者に対して、関連する政策や計画、それらにおける本プロジェクトの位置づけ、想定する成果、活動、プロジェクト候補地及びその実施機関の体制・能力に関して確認を行う。特に以下の情報及び資料を収集し、現状と今後の園芸開発及び種苗生産体制について把握する。
  - A) ブータンの開発政策における農業・農村開発事業の概況、園芸開発の位置づけ
  - B) ブータンの園芸作物（果樹・野菜）に係る種苗生産の現状（農家が種苗を得るまでの流通経路、国外からの種苗輸入状況、NSC が生産する種苗の種類）及び今後の種苗生産計画
  - C) NSC の所掌業務、人員体制、予算状況、
  - D) NSC 以外に種苗生産を担う機関及び NSC との役割の違い
  - E) ARDC バジヨ（前案件 C/P 機関）と本プロジェクトの連携可能性
  - F) プロジェクト対象地域におけるジェンダー、社会的弱者の課題と本事業による貢献の在り方
  - G) 他ドナーによる園芸作物の種苗生産に対する支援状況
- (ウ)事前に先方政府へ配布した質問票の回答を回収し、結果の分析を行う。
- (エ)調査団及びブータン側関係機関と協議の上、PDM（最終案）（英文・和文）、PO（最終案）（英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。この際、PDM の因果関係のロジックを正しく理解した上で、質的・量的の双方からの指標を提案することが求められる。

- (オ) ブータン側関係機関との協議で合意された内容に基づき、R/D (案) (英文) の作成に協力する。
- (カ) 国内準備並びに現地調査で得られた結果を基に、評価 5 項目の観点から評価を行う。
- (キ) 現地調査結果の JICA ブータン事務所等への報告に参加する。

(3) 帰国後整理期間 (2021 年 5 月下旬～6 月中旬)

① 終了時評価

- (ア) 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を提案する。
- (イ) 帰国報告会に出席する。
- (ウ) 担当分野の終了時評価調査報告書 (案) (和文) を作成する。

② 詳細計画策定調査

- (ア) 事業事前評価表 (案) (和文) の作成に協力する。
- (イ) 帰国報告会に出席する。
- (ウ) 担当分野の詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021 年 6 月 16 日までに提出。

終了時評価及び詳細計画策定調査のそれぞれについて、次の①～④を電子データにて提出すること。

- ① 評価報告書 (英文)
- ② 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)
- ③ 担当分野に係る終了時評価調査報告書 (案) (和文)
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約 (単独型) に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。  
航空経路は、日本⇒バンコク⇒ブータン⇒バンコク⇒日本を標準とします。  
を標準とします。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は2021年4月24日～5月15日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員と同時期での現地調査の開始を予定しています。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 種苗生産/SHEPアプローチ (JICA)

ウ) 協力企画 (JICA)

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

#### ③ 便宜供与内容

JICA ブータン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：あり (英語でのインタビュー等が困難と判断される場合に備上します)

オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チームにて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([edga1@jica.go.jp](mailto:edga1@jica.go.jp)) 宛にご連絡ください。

#### 【終了時評価】

・ PDM 及び PO

・ ブータン王国 中西部地域園芸農業振興プロジェクト詳細計画策定調査報告書

・ ブータン王国 中西部地域園芸農業振興プロジェクト 専門家業務完了報告書



### 【詳細計画策定調査】

・ 要請書

- ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・ ブータン王国 園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト終了時評価調査報告書

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12234282.pdf>

- ③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ブータン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情

報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上